

2013 年 3 月 14 日

一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会  
会長 山田 春雄 殿

清掃労働者の賃金引上げに関する要請書

NPO 労働相談・労働組合づくりセンター

理事長 佐藤 陵

札幌市中央区南8条西16丁目2番20号  
コーポ前川1F  
011-561-8808



貴職のご精励に敬意を表します。

私どもは、この間、札幌市の公契約条例の制定を求める諸活動に参画してまいりましたが、その一環としてビルメンテナンス労働者の賃金等の実態調査とヒアリングを行い、労働組合づくりの緊急性をあらためて認識し、個人加盟の「せいそうユニオン」(仮称)の立上げを準備しております。

過日、私どもは札幌市の公共施設の維持・管理業務の新年度の委託単価等について担当課との協議を行いました。その結果にもとづき新年度4月からの清掃労働者の賃金引上げはもはや「社会的な要請」であると考え、下記に要請する次第です。

記

1. 札幌市の業務委託の積算基準である「建築保全業務単価」の約 10%の引上げにともない、公共施設の維持・管理を担っているビルメンテナンス労働者の賃金引き上げをはかっていただきたい。
2. 清掃労働者の実務経験キャリアを適切に評価し、積算基準に即して賃金を引き上げていただきたい。

要請に至る理由について

1. 「建築保全業務単価」のうち、清掃労働者の賃金の最低基準である清掃員Cの単価は2013年度において日額6700円(2102年度6100円)、時間額837.5円(2012年度762.5円)に改定されました。引上げ額は日額で600円、時間額で75円となります。

他方、区役所・区民センターで働く清掃労働者に対する私どもの調査・ヒアリングで

は以下の諸点が明らかになっています。(駐車場管理業務は集約中です)

- ①賃金が最低賃金 719 円に張り付いていること。
- ②賃金は毎年 10 月の最低賃金改定と連動し、最低賃金額と同額で引き上げられていること。
- ③清掃業務の実務経験などキャリアが通算されず、一律に最低賃金額であること。
- ④2013 年度当初では、C ランクの積算基準 837 円と最低賃金 719 円とのかい離は 118 円に及ぶこと。

2. 現在、「デフレ脱却」のために非正規労働者を含め、社会的に賃金引き上げが要請され、大きな世論となっていることはご承知のとおりです。

札幌市においてもこの間の公契約条例の制定を求める議論において、前年度には業務委託の入札改革が行われ、清掃業務では「増収 3 億円」と伝えられました。そして今年度は、前述のように積算基準において 10%の基準単価の引き上げ、すなわち賃上げの「原資」が引上げられました。

3. 私どもは、貴協会の会員企業においては「何がしか」の賃金引き上げの「原資」が新たに生まれていると考えます。

「建築保全業務単価」は、積算基準ですが、その適切な執行が求められるのは「税金の使われ方」として当然のことです。発注者の「措置」が「半年遅れ」で執行され、しかも押し並べて一律で「最賃額」に抑制され、さらに積算基準とのかい離が 118 円 (14%)という現実を決して社会的合意が得られないと憂慮いたします。

貴協会が積極的な対応をはかられることを要請する次第です。

以 上